

令和 3 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価について

1 概要

- 地域公共交通確保維持事業による支援を受けた事業については、地域公共交通確保維持改善事業実施要領において、協議会自らによる事業の実施状況の確認及び評価を行い、この評価の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 1 月末までに、地方運輸局に報告するとともに、ホームページ等で公表することとされている。
- この評価については、協議会が、生活交通確保維持改善計画に位置付けられた補助対象事業について、事業の性質に応じ、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とするもの。

2 事業評価及び国への報告

- 以下のとおり、協議会において、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）を評価し、国（東北運輸局）に報告する。
 - ・ 対象事業年度：令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日
（令和 3 年度）
 - ・ 評価対象系統：地域間幹線系統 1 4 系統
 - 山交バス（株） 1 1 系統
 - （株）新庄輸送サービス 1 系統
 - 庄内交通（株） 2 系統
 - ・ 事業評価内容：①資料 1 - 2
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）
②資料 1 - 3
事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連
について
③資料 1 - 4
山形県地域公共交通活性化協議会（事業評価概要）
 - ・ 提出期限：令和 4 年 1 月 3 1 日